

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（8件）	（治山林道課） 1
○告示（高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め）の一部改正	（漁業管理課） 2
○高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数が定められた漁業の許可等の申請期間の定め	（ 〃 ） 2
○道路の区域変更	（道 路 課） 2
◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正	（会計管理課） 2
公 告	
○工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施	（消防政策課） 2
○建設業法による処分（2件）	（土木政策課） 3
高知県人事委員会規則	
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	5
高知海区漁業調整委員会指示	
○高知県海面におけるうみがめの採捕に係る指示	5
落札公告	
○落札者等の公告	（総務事務センター） 6

告 示

高知県告示第800号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成29年12月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和61年4月農林水産省告示第570号

2 変更に係る指定施業要件
 （1）立木の伐採の方法
 変更しない。
 （2）立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第801号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成29年12月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和62年1月農林水産省告示第94号

2 変更に係る指定施業要件
 （1）立木の伐採の方法
 変更しない。
 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第802号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成29年12月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和62年2月農林水産省告示第219号

2 変更に係る指定施業要件
 （1）立木の伐採の方法
 変更しない。
 （2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第803号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成29年12月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和62年7月農林水産省告示第965号

2 変更に係る指定施業要件
 （1）立木の伐採の方法
 変更しない。
 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第804号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成29年12月22日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和62年7月農林水産省告示第1003号

2 変更に係る指定施業要件
 （1）立木の伐採の方法
 変更しない。
 （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第805号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第

249号) 第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年12月農林水産省告示第1525号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第806号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年12月農林水産省告示第1553号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第807号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年1月農林水産省告示第94号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第808号

平成27年12月高知県告示第721号(高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め)の一部を次のように改正する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

表中「364」を「361」に、「203」を「200」に改める。

高知県告示第809号

高知県漁業調整規則(昭和48年高知県規則第14号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、平成27年12月高知県告示第721号(高知県漁業調整規則による漁業の許可等の定数の定め)で告示した同規則第25条第1項の規定に基づき漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度を定められた漁業に係る同規則第8条第1項の許可又は同規則第21条第1項の認可の申請の期間は、平成30年1月1日から同年2月15日までとする。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第810号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月22日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 磯谷本山
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 長岡郡大豊町磯谷字コヲナル288番1から, 前, 3.4, 31.0. Row 2: 長岡郡大豊町磯谷字コヲナル286番1まで, 前, 19.4, 31.0.

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 長岡郡大豊町磯谷字コヲナル288番1から, 後, 16.2, 31.0. Row 2: 長岡郡大豊町磯谷字コヲナル288番3まで, 後, 19.4, 31.0.

高知県告示第811号

昭和39年4月高知県告示第110号(指定金融機関等の名称、位置)の一部を次のように改正し、平成30年1月13日から施行する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

Table with 2 columns: 名称, 所在地. Row 1: 「イオン旭町出張所」, 「」。 Row 2: 「潮江支店」, 「」。

昭和53年8月14日 |
昭和39年4月1日 |

Table with 2 columns: 名称, 所在地. Row 1: 「潮江」, 「」。

「」 |
「」 |

に改める。

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び区分

Table with 3 columns: 講習の実施日及び実施場所, 講習の区分, 講習の実施時間. Row 1: 平成30年1月30日(火), 警報設備, 午前9時から午後5時まで. Row 2: 平成30年1月31日(水), 消火設備, 「」。

平成30年2月1日（木）	避難設備及び 消火器	”
”		

2 講習の受講の申請手続

(1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部消防政策課及び県内各消防本部（消防署）で配布する。

(2) 受講申請書の提出先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成30年1月9日（火）から同月18日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県危機管理部消防政策課内

高知県危険物安全協会（電話番号088-823-9099）

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日

平成29年12月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

長崎テクノ株式会社

代表取締役 長崎 正和

高知市若松町1705

高知県知事許可（特・般）第1298号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。）に係るもの

(2) 営業の停止の期間

平成29年12月22日から同月28日までの7日間

4 処分の原因となった事実

長崎テクノ株式会社は、県発注工事（H27道改（特定）第10-103-14号県道興津窪川線道路改良工事）において、下請施工があったにもかかわらず、建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳等を作成していなかった。

このことは、建設業法第28条第1項第2号の規定に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

高知県知事 尾崎 正直

1 処分をした年月日

平成29年12月22日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

株式会社小島組

代表取締役 小島 幸年

宿毛市山奈町山田722

高知県知事許可（特・般-29）第3894号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業及び一般建設業の許可）の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社小島組の株主は、道路交通法違反で、懲役8月（3年間刑の執行猶予）の刑が確定している（確定日：平成26年12月4日）ことが判明した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号の規定に該当する。

人事委員会規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第35号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式（裏面）注1中「就業手当に相当する退職手当等」を「就業手当に相当する退職手当」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第 13 号 様 式 (第 16 条 関 係)

移転費に相当する退職手当請求書															
① 請求者	氏名														
	移転前の住所又は居所														
	移転後の住所又は居所		電話番号												
② 就職先の事業所	名称		事業所番号												
	所在地		電話番号												
	事業の種類														
③ 就職決定年月日	年 月 日		※雇用期間												
④ 受講する公共職業訓練等の施設	所在地														
	名称														
⑤ 特定地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介による就職の場合、その所在地及び名称	所在地		電話番号												
	名称														
⑥ 受講指示年月日	年 月 日		⑦ 受講開始年月日	年 月 日		⑧ 受講終了予定年月日	年 月 日								
⑨ 移転開始予定年月日	年 月 日		⑩ 乗車(船)の場所(出発空港)		⑪ 下車(船)の場所(到着空港)										
⑫ 移転する者の氏名	⑬ 生年月日	⑭ 続柄	※鉄道賃			※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額	距離	支給額	
本人			km	円	円	円	km	円	km	円	km	円			円
家族															
※ 合計											km	円	円		
※就職先の事業主から支給される就職支度費の額						円	※差引き支給額						円		

⑮ 管轄公共職業安定所等の証明欄	上記(④欄及び⑥欄から⑧欄までを除く。)の記載事実と誤りがないことを証明します。 年 月 日 (管轄公共職業安定所等の長の職・氏名) 印						
上記のとおり関係書類を添えて移転費に相当する退職手当を請求します。 年 月 日 任命権者 様 請求者氏名 印							
受給方法	口座振替	金融機関名		口座種別		口座番号	印
	隔地払						印
※処理欄	支給決定年月日		年 月 日				

（裏面）

- 注 1 管轄公共職業安定所等とは、管轄公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者をいいます。
- 2 管轄公共職業安定所等の紹介した職業に就くために移転する場合は、移転の日の翌日から起算して1月以内に、この請求書を管轄公共職業安定所等に提示し、⑮欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。
 なお、管轄公共職業安定所に提示するときは受給資格証又は高年齢受給資格証を、特定地方公共団体又は職業紹介事業者に提示するときはこれらの提示先が添付を求める書類をこの請求書に添えてください。
- 3 管轄公共職業安定所の紹介した職業に就くために移転する場合は、⑤欄の記載は不要です。
- 4 知事が指示した公共職業訓練等を受けるために移転する場合は、この請求書を任命権者に提出してください。この場合、②欄、③欄及び⑤欄の記載並びに⑮欄の証明は不要です。
- 5 ⑨欄は、移転のために出発する予定年月日を記載してください。
- 6 ⑫欄の家族には、請求者とともに移転する同居の親族のうち請求者の収入によって生計を維持している者について記載してください。この場合は、その事実を証明する書類を添えてください。
- 7 この請求書には、必ず受給資格証又は高年齢受給資格証を添えてください。
- 8 口座振替の場合の振込口座は、必ず請求者本人の口座を記載してください。
- 9 ※印欄は、記載しないでください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。



公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第36号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1日高村教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第81号

高知県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成29年12月20日に次のとおり指示した。

平成29年12月22日

高知海区漁業調整委員会会長 木下 清

（定義）

- 1 この指示において「うみがめ」とは、うみがめ科3種（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい）をいう。

（採捕の制限）

- 2 高知県海面においては、うみがめを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。

（1） 試験研究の用に供しようとする者

(2) 委員会が特に認めた者
(採捕期間の制限)

3 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、5月1日から7月31日までの間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
(雌がめの採捕禁止)

4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
(承認証の携帯)

5 委員会の採捕の承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとするときは、委員会の採捕の承認に係る承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。
(報告書の提出)

6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間終了後又は承認数到達後速やかに、うみがめの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
(承認の取消し)

7 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。
(事務取扱要領)

8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領によるものとする。
(指示の有効期間)

9 この指示の有効期間は、平成30年1月1日から平成32年12月31日までとする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年12月22日
高知県知事 尾崎 正直

1 落札に係る購入物品の名称及び数量
C A Eシステム関連機器 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号

3 落札者を決定した日
平成29年11月2日

4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知システムズ 高知市本町四丁目1番16号

5 落札金額
29,106,000円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 政令第6条の公告をした日
平成29年8月22日